

生徒心得

学校生活を規律あるものにするため、生徒の守るべき心得を次の通り定める。

本手帳と生徒証は常に携帯すること。

学校生活一般について

1 登校及び下校

- (1) 8時30分までに登校すること。なお、原則として、7時50分以前には登校しないこと。
- (2) 次に掲げる日は登校を禁止する。
 - ①12月29日から1月3日まで
 - ②入学者選抜日
 - ③学校閉庁日
 - ④その他指定された日
- (3) 土曜日・日曜日又は国民の祝日等に登校を希望する場合には、学級担任又は顧問を通して許可を受けること。
- (4) 通常下校時は16時50分とする。(部活動等においては、顧問の許可を得て、時間を延長して活動することができる。)
- (5) 最終下校時刻は19時30分とする。

2 通 学

- (1) 欠席・遅刻・早退又は見学があらかじめ明らかな場合には、事前に所要の事項を生徒手帳に記入のうえ、学級担任に届け出ること。

やむを得ない理由で当日欠席あるいは遅刻する場合には、8時から8時20分までに学級担任へ連絡すること。学校の認める理由により欠席する者は、学級担任又は顧問の許可を得て、公欠届を授業担当の先生に提出すること。

- (2) 欠席した者は、欠席後初めて登校した日に、所要の事項を記入した生徒手帳を学級担任に提示すること。

- (3) 忌引日数は以下の通りである。

- ① 1親等 7日以内
- ② 2親等 5日以内
- ③ 3親等 3日以内

- (4) やむを得ず早退する時は、学級担任の許可を得ること。

- (5) 登校後は放課後まで外出を禁止する。ただし、やむを得ない理由のあるときは担任に願い出て外出許可証の交付を受けること。

- (6) 自転車通学は、許可制とする。(損害保険に加入していることを条件とする。)

- (7) バイク及び自動車通学は禁止する。

3 礼 節

校内外を問わず、互いに礼節を持って接すること。

4 校内秩序

- (1) 校内の諸設備や器物は大切に扱うこと。もし破損した場合は、学級担任又は係の先生に申し出るとともに、破損届を経営企画室に提出すること。現状回復については弁償要綱による。

校内の諸設備や器物を使用するものは、あらかじめ係の先生の許可を受けること。

- (2) 特別教室を使用する時は、その規則を守ること。

- (3) 弁当は、持参することを原則とする。

- (4) 昼食は所定の時間に所定の場所で取ること。

- (5) 校内を清潔に保つよう努めること。

清掃は互いに協力して丁寧敏速に行い、終了後、

係の先生に報告すること。

- (6) 印刷物の配布、掲示物、集会等を計画する時は、必ず顧問あるいは担任の許可を受け、生活指導部に連絡したうえ実施すること。
- (7) 電気器具やガス器具は、係の先生の許可を受けてから使用し、使用後は後始末を十分にすること。
- (8) 校内での選挙運動・政治活動は禁止する。

5 校外生活

- (1) 高校生としての自覚と誇りを持ち、行動を自律すること。
- (2) 法律に触れるような行為や、校則に違反する行動をしてはならない。
- (3) 学校の名のもとに他校を訪問するときは、引率の先生の指示に従い訪問すること。
- (4) 問題が生じたときは、速やかに学校に連絡すること。
- (5) アルバイトは原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情により行う場合は担任に届け出ること。その場合も、学校生活に支障をきたさないよう注意すること。
- (6) 校外での選挙運動・政治活動は原則的に禁止する。

6 所持品

- (1) 所持品には、学年・組・氏名を記入しておくこと。
- (2) 必要以上の金銭及び貴重品を学校に持参しないこと。
各自、所持品の管理に万全の注意を払い、盗難を未然に防止すること。

- (3) 校内で所持品を遺失または紛失した者は、直ちに遺失物係の先生に届け出ること。
- (4) 校内で遺失物を拾得したものは、直ちにそれを生活指導部に届け出ること。盗難等の事故があったときは、直ちに学級担任または生活指導部に届け出ること。
- (5) 学習に必要なもの以外は、校内に持ち込まないこと。

7 服装

制服着用に関する服装規定

- 1 登下校を含む学校生活においては、必ず本校所定の制服を着用すること。なお制服は加工しないこと。
- 2 儀式的行事及び学校が指示するときは、以下に示す正装をすること。
 - (1) 冬服
着用期間は、原則として10月1日から翌年の5月31日までとする。
〈男子〉上着、白のワイシャツ、ネクタイ、スラックス
〈女子〉上着、白のワイシャツ、リボン、スカート又はスラックス
 - (2) 夏服
着用期間は、原則として6月1日から9月30日までとする。
〈男子〉白のワイシャツ、スラックス
〈女子〉白のワイシャツ、スカート又はスラックス
- 3 日常の登下校及び学校生活においては、以下の

規定に従うこと。

(1) 冬服着用期間

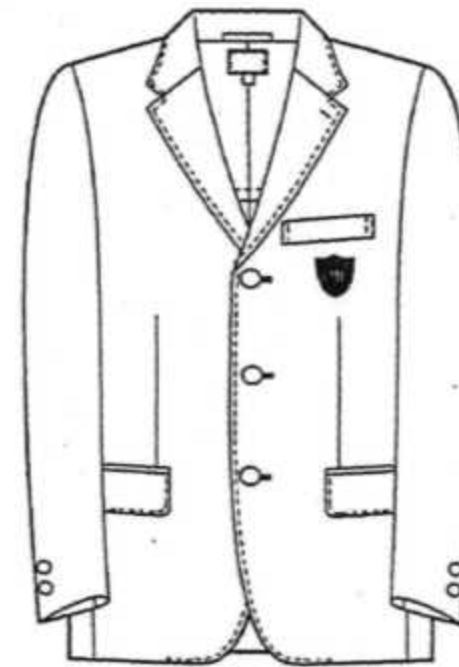
- ①校舎内では上着を着用しなくてもよい。
- ②男子は、ネクタイを必ず着用すること。
- ③女子は、リボン又はネクタイを必ず着用すること。
- ④女子がスカートを着用する時は、スカートの下にトレーニングパンツ、スウェットパンツなどをはいてはいけない。
- ⑤女子がスカートを着用する時は、無地（黒、ベージュ）のストッキング又はタイツを着用してもよい。
- ⑥防寒のために無地（紺、白、灰、黒、茶、ベージュ）のベスト・カーディガン・セーター等の着用を認める。
- ⑦登下校時に限り、コート類の着用を認める。
ただし、上着を着用していなければならない。
※カーディガン・セーターでの登下校は厳禁。

(2) 夏服着用期間

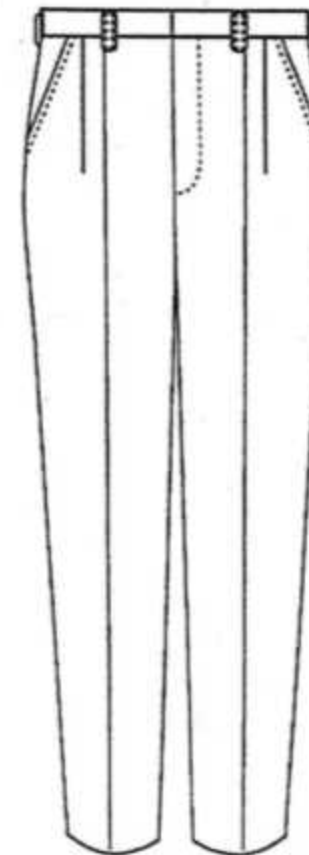
- ①白のポロシャツ（ワンポイントまで可）の着用を認める。
- ②ネクタイ及びリボンの着用を認める。
- ③防寒のために無地（紺、白、灰、黒、茶、ベージュ）のベストの着用を認める。
※カーディガン・セーターでの登下校は厳禁。

男子

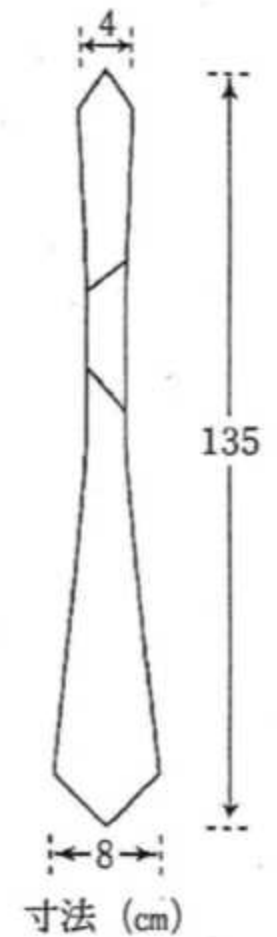
上着



スラックス

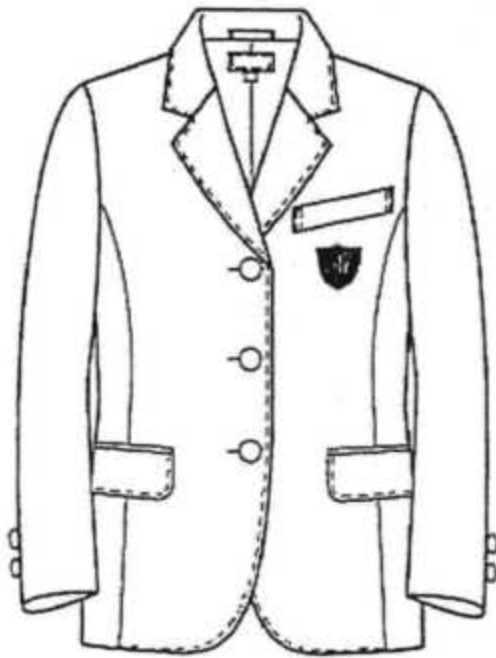


ネクタイ（紺ベース）

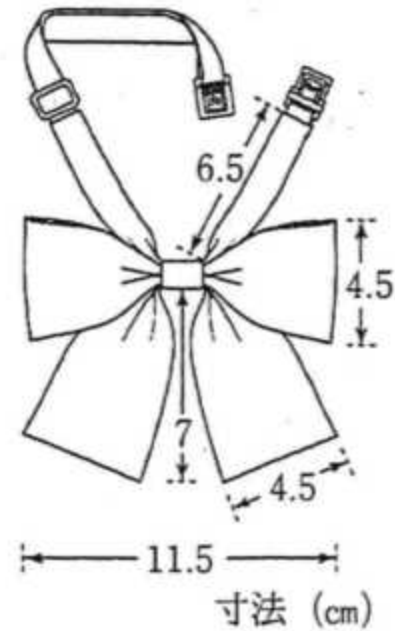


女子

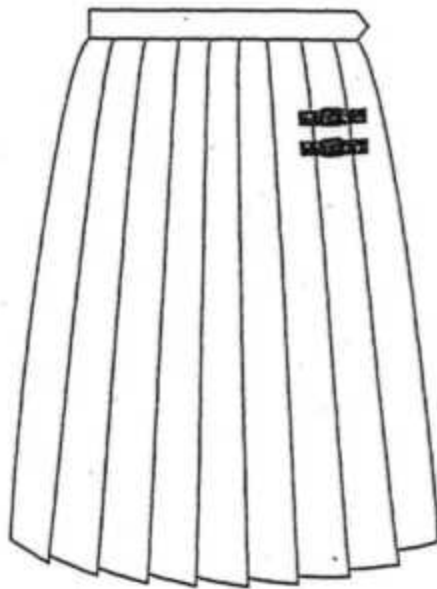
上着



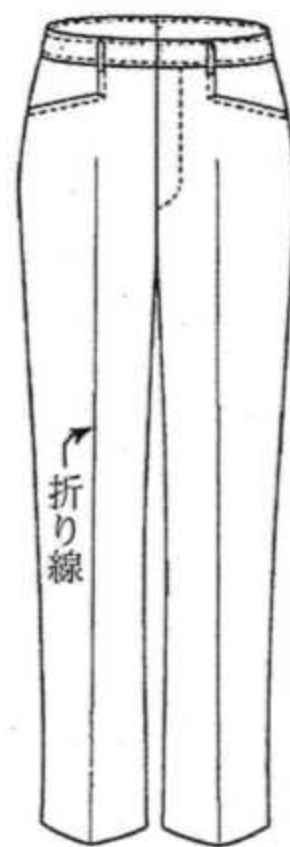
リボン (紺ベース)



スカート



スラックス



8 頭髪及び服装

- (1) 髪は端正に整え、特異な長髪、パーマネット、染色・脱色等は禁止する。
- (2) 常に、華美に流れず、清潔で端正な身なりをすること。ピアス等の装身具及び化粧、マニキュアは禁止する。
- (3) やむを得ず正規の服装ができないときは、学級担任に申し出て、異装届を提出すること。

9 休日登校

- (1) 登下校時は、本校所定の制服を着用すること。
- (2) 使用教室、活動場所については、許可を受けて利用すること。

なお、使用後は清掃を行い、用具、器材等を復元すること。

- (3) 下校時には、先生にことわって下校すること。
- (4) 事故等がおきた場合、直ぐに先生に報告し、指示を受けること。

10 旅行

- (1) 宿泊を伴う旅行をする場合は、あらかじめ宿泊旅行届を担任に提出すること。
- (2) 「学校学生生徒旅客運賃割引証」の発行を希望する者は、保護者、学級担任及び生活指導部の許可を受けて、事務担当者に願出ること。

11 部活動

- (1) 部活動への加入は、生徒の自由意志によるが、全員参加が望ましい。加入した以上は活動に積極的に参加すること。
- (2) 部活動は、認められた時間、場所において、顧問の指導のもとに活動することを原則とする。

- (3) 部活動及び同好会は校内において、活動できるものを条件とする。
- (4) 放課後の活動は午後4時50分までとする。
ただし顧問の許可を得て、活動を延長することができる。その場合、居残り届を生活指導部に提出すること。
- (5) 特別な場合を除き、定期考査の1週間前から考査終了時まで、一切の活動は禁止する。

体育館・体育施設・体育用具等の利用について

- 1 放課後の体育館、校庭等の個人的な利用は、部活動を優先するために原則として認めない。
- 2 休日等臨時に使用するときには、許可を受けること。体育用具等の貸出しを必要とするときは、別に体育科の許可を得ること。
- 3 昼食時の休憩時間を除き、体育館や校庭での用具を使う運動は認めない。
- 4 施設、用具を使用した後は元に戻し、体育科にその旨を届けること。
- 5 常に整頓、美化に注意し、使用後は清掃を行うこと。

プール使用規定

- 1 使用者
本校教職員及び生徒とする。本校関係者以外の使用について別に定める。
- 2 使用時間
体育授業時と放課後の部活動時間を原則とし、それ以外は必ず体育科の教員の許可を得ること。
- 3 使用方法
 - (1) 出入口はプール入口とし、緊急時以外の非常口の出入りは禁止する。
 - (2) プール施設内は素足とする。(ただし、特別に認められた者はプール専用の履き物でも良い。)
 - (3) 水着は定められたものとし、帽子を必ず着用すること。